

令和7年第12回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年12月4日(木)午後2時00分から午後3時10分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	田中きょうこ
事務局	課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度職員 前田 晃
議案	第53号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第54号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第55号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第56号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和7年第12回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和7年第12回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、11番竹谷益孝委員、12番玉田好二委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第53号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第53号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転2件、使用貸借権の設定2件、交換による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件の合計7件です。

受付番号1番は、下恵土の方と大森の方との間における使用貸借権の設定です。

下恵土地内において、借受人は、申請地に使用貸借権を設定し、営農を継続するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、従来の利用権設定の制度が廃止となったことに伴い、3条での使用貸借権の設定を行うものです。使用貸借の期間は、許可日から1年間となっています。

受付番号2番は、下恵土の方と下恵土の方との間における交換による所有権移転です。

下恵土地内において、譲受人は、自己所有地に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、受付番号3番の案件との交換になります。

受付番号3番は、下恵土の方と下恵土の方との間における交換による所有権移転です。

下恵土地内において、譲受人は、申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、受付番号2番の案件との交換になります。

受付番号4番は、東帷子の方と帷子新町の方との間における売買による所有権移転です。

東帷子地内において、譲受人は、自己所有地に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号5番は、岐南町の方と西帷子の方との間における贈与による所有権移転です。

西帷子地内において、譲受人は、自宅近隣の申請地を取得して、経営規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号6番は、滋賀県草津市の方と中恵土の方との間における使用貸借権の設定です。

瀬田地内において、借受人は、申請地に使用貸借権を設定し、営農を継続するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、従来の利用権設定の制度が廃止になったことに伴い、3条での使用貸借権の設定を行うものです。使用貸借の期間は、許可日から3年間となっています。

受付番号7番は、広見の死亡者の相続財産清算人と広見の方との間における売買による所有権移転です。

広見地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、亡くなった土地所有者の財産を相続する者がいなかったため、弁護士が相続

財産清算人となっているものです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長

只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番から3番、下恵土お願いします。

中村委員

農業委員3番の中村から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、下恵土古市場地内の名鉄広見線の西にある田です。現在、利用権設定により使用貸借権を設定して、借受人が耕作されており、制度の改正により3条使用貸借権の設定で今後も農地として耕作管理されます。使用貸借期間は許可日から1年間となり、問題ないと思います。

受付番号2番と3番はお互いに農地を交換するための3条申請となります。

受付番号2番は、下恵土と広見を繋げる可児川にかかる乗里大橋の下恵土側にある農地で、南側の農地を所有する譲受人が取得され、営農の効率化を図られます。現在は、休耕田ですが、来期から作付けされる計画と聞いておりますので、問題ないと思います。

受付番号3番は、下恵土沢渡にある畑です。交換により取得し、畑として耕作されることで、問題ないと思います。

議長

受付番号4番、東帷子お願いします。

勝野委員

農業委員5番の勝野から現地確認の報告をします。

受付番号4番は、東帷子地内、名鉄広見線、西可児駅の東の畑です。隣接地の譲受人が取得し、畑として一体利用し耕作されますので、問題ないと思います。

議長

受付番号5番、西帷子お願いします。

山本(寛)委員

推進委員3番の山本から現地確認の報告をします。

受付番号5番は、西帷子地内石原にある畑です。譲渡人は相続により取得しましたが、遠方に居住しており、耕作管理できないため、地元に住居する譲受人が贈与により取得して耕作管理されますので、問題ないと思います。

議長

受付番号6番、瀬田お願いします。

玉田委員

農業委員12番の玉田から現地確認の報告をします。

受付番号6番は、瀬田地内の広見東地区センターより300mほど南にある田です。現在、利用権設定により使用貸借権を設定して、借受人が耕作されており、制度の改正により3条使用貸借権の設定で今後も農地として耕作管理されます。使用貸借期間は許可日から3年間となり、問題ないと思います。

議長

受付番号7番、広見お願いします。

奥村(保)委員

農業委員13番の奥村から現地確認の報告をします。

受付番号7番は、広見地内の私立保育園東にある農振農用地内の耕作放棄状態の田です。所有者が死亡され相続財産清算人が土地を処分するもので、隣接地に住居する譲受人が取得され、畑として耕作管理されることで、問題ないと思います。

議長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

【意見・質問なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
 議案第 53 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】
 議 長 異議ないものと認め、議案第 53 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きます。日程第 3、議案第 54 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
 それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 3、議案第 54 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。
 今月の申請は、2 件です。
 受付番号 1 番は、石川県金沢市の方が農地転用の許可を求めるもので、菅刈地内で隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。
 立地基準判定は、第 3 種農地となります。
 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
 周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状のまま使用されます。
 本案件は、昭和 40 年代に、申請者の祖父が農地法による許可を得ず、申請地に住宅及び倉庫を建築していたため、始末書が提出されています。
 受付番号 2 番は、下切の方が農地転用の許可を求めるもので、下切地内で隣接地を一体利用して貸駐車場を整備するとのことです。
 立地基準判定は、第 3 種農地となります。
 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
 周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。
 以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
 受付番号 1 番、菅刈お願いします。

山本(寛)委員 推進委員 3 番の山本から現地確認の報告をします。
 受付番号 1 番は、菅刈地内で、県道御嵩犬山線から鳩吹台へつながる細い道に接する農地で、以前より住宅敷地として利用していたため始末書が提出されている案件となります。申請者は相続により取得しましたが、遠方に居住しており今回住宅を処分するにあたり、住宅敷地の一部が農地であったため申請された案件です。現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、下切お願いします。
 鈴木(泰)委員 農業委員 5 番の鈴木から現地確認の報告をします。
 受付番号 2 番は、下切地内、JR 下切駅の西にある農地で、貸駐車場を整備するための転用申請です。現在も貸駐車場として土地を貸しておられますが、下切駅が近いためニーズが見込まれるため拡張されるようです。周囲は自己所有地ですが被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。土地改良区の同意もあり、雨水は駐車場のため自然浸透

となりますが、一部は土地改良区排水路への排水となります。以上のことから転用されても、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 54 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 54 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第 4、議案第 55 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号 3 番の案件が、農地利用最適化推進委員 1 番の江口利広委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限に準ずる扱いにより、関係する案件の審議に加わることができません。

したがって、受付番号 1 番、2 番及び 4 番から 13 番について先に審議を行い、受付番号 3 番については、江口委員の退席後に審議を行います。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 4、議案第 55 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

今月の内訳は、売買による所有権移転 7 件、使用貸借権の設定 3 件、賃借権の設定 3 件の合計 13 件です。

それでは、順次説明していきます。

受付番号 1 番は、今渡の方と今渡の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、共同住宅 1 棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号 2 番は、川合北の方と下呂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合北地内で、4 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 4 番は、土田の方外 1 名と広見の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を

求めるものです。

転用事業者は、土田地内で妻の両親の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設コンクリートブロック及び南側への傾斜勾配による造成で対処するとのことです。

本案件は、平成30年5月頃に、農地法による許可を得ず、申請地の一部を造成していたため、始末書が提出されています。

受付番号5番は、愛知県一宮市の方外1名と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で隣接地を一体利用して、分譲住宅3棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番は、土田の方と下呂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で隣接地を一体利用して、9区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、申請済みです。

受付番号7番は、名古屋市北区の方外1名と愛知県犬山市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、西帷子地内で、販売用中古車置き場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、小堤を設置するとのことです。

受付番号8番は、大森の方と大森の共同事業者が、賃借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

転用事業者は、大森地内で、リニア中央新幹線トンネルルートのパワーリング調査を行うとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、申請地内でのパワーリング調査のみで、造成や建築工事は行わないとのことです。

一時転用期間は、許可日から5ヶ月間となります。

受付番号9番は、大森の方と大森の共同事業体が、賃借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

転用事業者は、大森地内で、リニア中央新幹線トンネルルートของボーリング調査を行うとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

公共性の高い事業に供用するための転用であり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、申請地内でのボーリング調査のみで、造成や建築工事は行わないとのことです。

一時転用期間は、許可日から5ヶ月間となります。

受付番号10番は、二野の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、7棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置するとのことです。

本案件は、都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和7年10月29日に農振除外がされています。

受付番号11番は、御嵩町の方外4名と瀬田の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石森地内で、自動車整備工場を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置するとのことです。

本案件は、都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和7年4月28日に農振除外がされています。

受付番号12番は、広見の死亡者の相続財産清算人と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、3条受付番号7番と同様に、亡くなった土地所有者の財産を相続する者がいなかったため、弁護士が相続財産清算人となっているものです。

受付番号13番は、広見の方と愛知県小牧市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築することです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置することです。

令和7年10月29日に農振除外がされています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

江口委員

推進委員1番の江口が受付番号1番の案について報告します。

受付番号1番は、今渡、蘇南中学校南の土地改良区区域内にある農地で、父の所有地に使用貸借権を設定して共同住宅1棟を建築するための申請です。土地改良区の同意もあり、雨水は土地改良区の排水路への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

議長

受付番号2番、川合北をお願いします。

大澤委員

農業委員2番の大澤が受付番号2の案件について報告します。

受付番号2は、川合の区画整理事業が実施された区域にある農地で、建築事業者が4区画に宅地分譲するための申請です。区画整理事業が実施されており、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。以上のことから、転用されても問題ないと思います。

議長

受付番号4番から6番、土田をお願いします。

奥田委員

農業委員4番の奥田が受付番号4番、5番の案件について報告します。

受付番号4番は、土田の大型花き販売所の東、花軒地区の農地で、妻の両親が所有する農地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するための申請です。隣接者への説明も済み、被害防除策として、既設のコンクリートブロックと南側への傾斜勾配による造成で対処されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

受付番号5番は、土田地区センターの南の住宅地にある農地で、住宅建築業者が隣接宅地を一体利用して3棟の分譲住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除策として周囲にはコンクリートブロックを設置されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

津田委員

推進委員2番の津田が受付番号6番の案件について報告します。

受付番号3番は、土田東山地内、スイミングクラブの西にある農地で、建築事業者が9区画に宅地分譲するための申請です。開発協議が必要な案件で、現在、協議が進められていると聞いています。隣接に農地はありませんが、被害防除策として周囲にはコンクリートブロックを設置されます。雨水は新設される道路の側溝へ排水され、上水道も同時に新設道路へ整備されます。下水については合併浄化槽を設置しての処理となります。以上の

- 議 長 ことから、転用されても、問題ないと思います。
 山本(寛)委員 受付番号7番、西帷子お願いします。
 推進委員3番の山本が受付番号7番の案件について報告します。
 受付番号7番は、西帷子地内の犬山市との境界近くにある農地で、外国籍の方が経営する中古車販売業の車保管場所として整備するための申請です。周囲には被害防除策として、造成時に小堤を設けて雨水の流出を防ぐとのこと。車の保管場所のため、雨水は自然浸透となり、上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。
- 議 長 受付番号8番、9番、大森お願いします。
 伊藤委員 農業委員10番の伊藤が受付番号8番、9番の案件について報告します。
 受付番号8番9番は、一時転用で転用目的が同じで、申請地も近いので、併せて説明します。大森の新田地区で、リニア新幹線トンネルルートの上部付近のボーリング調査を行うもので、共同企業体が申請地内でボーリング調査工事を実施されます。転用期間は許可日から5ヶ月間となり終了後は、農地へ戻されます。以上のことから、転用されても問題ないと思います。
- 議 長 受付番号10番、瀬田お願いします。
 玉田委員 農業委員12番の玉田が受付番号10番の案件について報告します。
 受付番号10番は、瀬田の大型商業店舗の西南、土地改良事業区域内の農地で、7棟の分譲住宅を建築することで、10月29日に農振除外され、同じ目的での転用申請です。
 開発協議が必要な案件で、現在市との協議が進められていると聞いています。土地改良管理組合の同意もあり、雨水は道路側溝を新設され、土地改良管理の水路へ排水されます。上下水道とも整備されていて、周辺農地への影響もなく、転用されても、問題ないと思います。
- 議 長 受付番号11番、石森お願いします。
 酒向委員 推進委員8番の酒向が受付番号11番の案件について報告します。
 受付番号11番は、石森、大型自動車販売店舗の西、土地改良事業区域内の農地で、同店舗が事業拡大により自動車整備工場を建築することで、4月28日に農振除外され、同じ目的での転用申請です。
 開発協議が必要な案件で、現在市との協議が進められていると聞いています。土地改良管理組合の同意もあり、雨水は道路側溝を新設され、土地改良管理の排水路へ排水されます。上下水道とも整備されていて、周辺農地への影響もなく、転用されても、問題ないと思います。
- 議 長 受付番号12番、13番、広見お願いします。
 奥村委員 農業委員13番の奥村が受付番号12番、13番の案件について報告します。
 受付番号12番は、広見伊川地内の農地で、土地所有者が死亡され、相続人がいないため弁護士が相続財産清算人となり、財産処分される事となり、宅地と一体利用して譲受人の不動産業者が宅地分譲するための申請です。周囲は宅地ですが、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 13 番は、広見田白の宅地開発が進んでいる土地改良事業区域内の農地で、農家分家住宅を建築することで、10 月 29 日に農振除外され、同じ目的での転用申請です。

土地改良管理組合の同意もあり、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されていて、周辺農地への影響もなく、転用されても、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 受付番号 11 番の案件について、転用目的が自動車整備工場となっていますが、油が流出しない様な対策等はされるのか。

事務局 開発協議が必要な案件となり、開発担当課から関係担当課へ意見聴取を行い、担当課から油の流出対策についての意見が付き、対策をしなければ許可が出ない案件となります。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

議長 受付番号 12 番の案件について、相続人がいないため弁護士が相続財産清算人となり所有地を売却される案件ですが、売却代金はどのようになるのか。

事務局 3 条、受付番号 7 番の案件も同様ですが、売却代金は、死亡者に負債があれば債権者へ支払いを行い、残金から、弁護士の相続財産清算人としての必要経費を差し引き、残金は、国庫金となり、国の収入になると聞いています。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議長 議案第 55 号、受付番号 1 番、2 番及び 4 番から 13 番について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 55 号、受付番号 1 番、2 番及び 4 番から 13 番は、許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、議案第 55 号、受付番号 3 番を議題といたします。それでは、江口利広委員の退席を求めます。

議長 【江口利広委員 退席】

議長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 受付番号 3 番は、下恵土の方と北名古屋市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

事務局 転用事業者は、下恵土地内で、6 棟の分譲住宅を建築するとのこと。

事務局 立地基準判定は、第 3 種農地となります。

事務局 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

事務局 周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのこと。

事務局 本案件は、都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、事前協議中です。

事務局 本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

中 村 委 員 受付番号3番、下恵土お願いします。
 農業委員3番の中村が受付番号3番の案件について報告します。
 受付番号3番は、下恵土、今渡南小学校の西にある農地で、建築会社が6棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。周囲には被害防除策としてコンクリート擁壁を設置されます。雨水排水は、新設される道路の側溝に流され、既設道路側溝へ接続されて排水されます。上下水道も同時に新設道路へ整備されます。開発協議が必要な案件で、現在市との協議が進められていると聞いています。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】
 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
 議案第55号、受付番号3について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】
 長 異議ないものと認め、議案第55号、受付番号3番は、許可相当として、市に進達することに決しました。
 それでは、江口利広委員の議事参加を認めます。
 【江口利広委員 着席】

議 長 続きまして、日程第5、議案第56号、農地法5条第1講の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

事 務 局 それでは、事務局に説明を求めます。
 日程第5、議案第56号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。
 今月の内訳は、事業計画の変更1件です。
 受付番号1番は、計画内容の変更で、事業計画変更の承認を求めるものです。
 転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して社会福祉施設を建築するとのことです。
 立地基準判定は、第3種農地となります。
 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
 周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置するとのことです。
 本案件は、都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、事前協議中です。
 当初事業計画者は、資材置き場として転用許可を取得し、所有権移転登記および地目変更する予定でしたが、許可後に地目変更をしないまま現在に至ります。
 この度、当該地に社会福祉施設を建築することとなりましたが、地目変更をするに当たり、法務局から「新たな計画での転用許可」を取得するよう指導があったため、事業計画変更申請をすることになりました。
 本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をも

議 長 　　って対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

三 宅 委 員 　　只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。
受付番号 1 番、中恵土お願いします。

　　推進委員 9 番の三宅から受付番号 1 番の案件について報告します。
受付番号 1 番は、中恵土の御嵩町との境界界にある農地で、過去に資材置場として許可を得て資材置場として利用していましたが、地目変更登記がなされていない状態でした。現地は、草が生えており農地性はありますが、今回、社会福祉施設を建築することとなり、事業計画変更が提出されました。雨水は、西にある排水路へ排水され、上下水道とも整備されていますので、転用されても、問題ないと思います。

議 長 　　只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 　　【意見・質疑なし】
議 長 　　ご意見もないようですのでお諮りいたします。
議案第 56 号について、原案のとおり承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 　　【異議なしの声多数】
議 長 　　異議ないものと認め、議案第 56 号は、原案のとおり承認相当として、市に進達することに決しました。

議 長 　　以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 　　続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 　　それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の 11 月指導分について報告します。
別添資料 1 をご覧ください。(件数 16 件)
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 11 月届出分です。
届出はありませんでした。
3. 農業用施設の届出書の 11 月届出分です。
届出はありませんでした。
4. 農地台帳非登載確認申請
届出はありませんでした。
5. 11 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。
2 件の届出がありました。
田 2 筆 1,146.00 m² 畑 14 筆 3,251.34 m² 合計 16 筆 4,397.34 m²
6. 次期農業委員・推進委員の選任について
別添資料 2 をご覧ください。(資料により説明)

農事改良組合の役員改選が1月に行われるため、改良組合に文書を配布します。

7. 農業委員・推進委員研修会について

出欠確認、研修等に関し再確認

12月9日 火曜日 美濃市で開催 集合時間に遅れないように注意。

タブレット端末研修のため、タブレット端末を持参してください。

8. 今後の日程について説明します。

次の現地確認は12月25日の木曜日を予定しています。

また、令和8年第1回農業委員会総会は、令和8年1月5日月曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

9. その他

・大澤委員より農地の適正管理についての苦情

適正管理の文書を送付した案件について、雑木ではなく農作物であった。

しっかり確認を行い、文書を発送してほしい。

事務局でしっかり確認を行い、文書を発送していく。

・11月審議案件の経過、結果報告

転用未申請で、事前着手していた建築事業者へ総会后、電話で指導を行う。

社内での情報共有等の研修実施や今後の事務処理等についての報告書の提出依頼

11月25日 報告書を受理

これもちまして、令和7年第12回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。